

しおかせじ

No.344 2021 5月号

shonan いまこの人
第2回 藤新堀ギターアカデミー
創業者・会長、学校法人新堀学園理事長、
ギターオーケストラ指揮者 新堀真吾さん.....2
法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項.....3
令和3年度税制改正のあらまし.....4~6
第116回 税金よもやま話
「所得拡大促進税制について」.....7
第41回 「知って得する？」社労士の独り言
「まん延防止等重点措置の概要について」.....8
第9回 本部総会のお知らせ 他.....9
医療百話
「高血圧の話」.....9
地域の会員企業紹介.....10
令和3年度上期分口座振替のお知らせ.....10
おじゃましました！会員訪問
Vol.037 湘南撮影オフィスさん.....11



— 第2回 —

人物紹介

新堀ギター音楽院(株式会社新堀ギターアカデミー)

創立者・会長、

学校法人新堀学園理事長、

ギターオーケストラ指揮者

新堀寛己さん

「幸福な人生づくり」を目標に平和の促進に力を注ぎます！

藤沢を拠点に全国展開する「新堀ギター音楽院」(株式会社新堀ギターアカデミー)会長、ギター演奏家であり指揮者として活動する新堀寛己(にいぼり ひろき)さん(87歳)。藤沢市内をはじめ、全国各地に掲げられた「新堀ギター」の赤と青の看板を見かけた方は多いのではないのでしょうか。

「原点は小学校のときの疎開体験です。宮城県の上奥にある避難小屋のような場所に疎開したのですが、そこではひたすら“食”を優先する毎日でした。なにか楽しみを見いだそうと、ハーモニカを吹き、歌を歌いました。これが疎開先での癒しと元気の源となり、その時、将来私は絶対に音楽家になる！と決意したのです」(新堀さん)

アンサンブルに興味を持った新堀さんは、小学校時代には合奏団のリーダーに。高校時代は自ら作曲編曲を行い、オペレッタを上演。大学卒業と同時に「新堀ギター音楽院」を設立し、ギターを通じた音楽教育、研究に務め、日本初のギター演奏の合奏団「新堀ギターオーケストラ」を結成しました。

当初は“ギターはソロで弾くもの。オーケストラは邪道”などといった批判も受けましたが、次第にギターオーケストラの良さが認められ、1995年には「世界学術文化審議会」より国際グランプリを受賞。また、首席指揮者としての活動は、国連NGOから表彰や大使としての任命を受けています。

現在は後継育成とともに、音楽と健康長寿の研究を深め、発表を続けています。

「音楽は、幸せな人生づくりに欠かせません。よく健康な身体に健康な精神が宿ると言われますが、私は逆に、精神が健康なら身体も健康になると考えています。健康で幸せな人生を実現するため、『幸福道』という新会社を設立する予定です」と新堀さん。「不安な想いを抱えている人を救いたい。増え続ける自殺者の増加に歯止めをかけたいのです。それが87歳の今、残された人生の私の使命だと思っています」



上)高校2年生のとき。オペレッタ上演後の合奏演奏
下)1950年、16歳。自分で改造した最初のギターと自作の椅子

一人でも多く
健康で幸せな人を
増やしたい!
そのための会社を
設立します!

◀30代で90キロあった体重を60キロに。健康長寿を邁進中。



▲レッスンの成果を披露する合奏者たち



▶藤沢北口にある「新堀学園ライブ館」。「ギターの普及活動を認め、受け入れてくれたのは藤沢だけでした。人が繋がりがやすい街です」



**新堀ギター音楽院
(株式会社新堀ギターアカデミー)**

神奈川県藤沢市藤沢143-14

TEL : 0466-23-8338 FAX : 0466-23-9337



▲新堀氏健康長寿シリーズ。「秘訣・実現・維持」の全3巻

▶新堀氏監修によるミュージックセラピーのCD



▲背中をそらして弓なりにタクトを振れる身体を維持



法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1 法人税率の軽減措置

法人会提言

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

改正の概要

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2 中小企業投資促進税制

法人会提言

- 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

改正の概要

- 中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。

3 中小企業の設備投資支援措置

法人会提言

- 「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

改正の概要

- 中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備が追加されたうえで、2年延長されました。
- 中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。

地方税

1 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言

- 令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。

改正の概要

- 令和3年度に限り、税額が増加する宅地等(負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る)及び農地(負担水準が100%未満の土地に限る)については、令和2年度の課税標準額と同額となります。

その他

1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言

- 新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

改正の概要

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

2 少子化対策

法人会提言

- 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

改正の概要

- 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。

税制改正のあらまし



法人会キャラクター/けんた

I 法人税関係

1 中小企業の支援

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

【中小企業者等の法人税の本則税率と軽減税率】

対象	本則税率	特例の税率	
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

適用時期

令和5年3月31日までに開始する事業年度まで適用期限が延長されます。

2 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- 対象となる指定事業に以下の事業を追加
 - イ 不動産業
 - ロ 物品賃貸業
 - ハ 料亭、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）
- 対象となる法人に商店街振興組合を追加
- 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

なお、商業・サービス業等を営む中小企業者等を対象とした商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に整理・統合された上で、適用期限（令和3年3月31日）の到来をもって廃止されます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

3 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得した場合に即時償却又は10%（資本金3,000万円超1億円以下は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備（仮称）を追加した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

4 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、所得拡大促進税制の要件について、従来の①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という要件を雇用者給与等支給額の1.5%以上増加に見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

【中小企業における所得拡大促進税制の見直し】

	現行	改正案
要件	①雇用者給与等支給額（*1）：対前年度を上回ること ②継続雇用者給与等支給額（*2）：対前年度増加率1.5%以上	●雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
税額控除	●雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ●継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（合計25%） ●税額控除額は法人税額の20%を限度	●雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ●雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（合計25%） ●税額控除額は法人税額の20%を限度

- *1 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。
- *2 継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者（法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定のもの）に対する適用年度の給与等の支給額をいいます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

5 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aを実施する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限ります）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額について損金算入を認める措置が講じられます。

なお、この準備金は、5年間の据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとなります。

適用時期

中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に同法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業が他の法人の株式等を取得した場合に適用されます。

6 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業が中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた計画に事業継続力強化設備等として記載された一定の防災・減災設備を取得等した場合に、取得価額の20%の特別償却が適用できる制度です。

改正案では、頻発する災害に備えた対応力の強化に向けた設備投資を後押しするため、計画の認定期限を設けるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われます。

【対象資産の見直し】

対象に加えられた資産	対象から除外される資産
イ 架台(対象資産をかさ上げるために取得等をするものに限る)及び無停電電源装置 ロ 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ ハ 資本的支出により取得等をする資産	イ 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター ロ 資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受けて取得等をするもの

(注) 令和5年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率については18%（現行：20%）に引き下げられます。

適用時期

令和5年3月31日までに計画の認定を受け、認定後1年以内に対象資産の取得等をした場合に適用されます。

2 産業競争力の強化

1 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画（仮称）に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、以下の税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。

【DX 投資促進税制の概要】

対象設備	税額控除	又は	特別償却
ソフトウェア 繰延資産 機械装置 器具備品	3%	〔他社とのデータ連携に係るものは5%〕	30%

- ※ 設備投資総額の上限：300億円
- 設備投資総額の下限：売上高比0.1%以上
- 税額控除の上限は、カーボンニュートラルに向けた税制措置と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、対象設備の取得等をした場合に適用されます。

2 研究開発税制の見直し及び延長

- ① 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し**
厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除上限が最大で30%（現行：25%）まで引き上げられます。また、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直すとともに、控除率の下限が2%（現行：6%）に引き下げられます。
- ② 試験研究費の定義の見直し**
研究開発税制の対象に、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費が追加されます。

適用時期

- ①の改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。
- ②の改正は、令和3年4月1日以後に適用されます。

3 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

人材確保等促進税制について、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促進する観点から、2年間の時限措置として、新規雇用者に対する給与を2%以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除できる措置に見直されます。また、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率が5%上乘せられます。

適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

4 繰越欠損金の控除上限の特例の創設（大企業向け）

コロナ禍で厳しい環境にある企業が、抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得金額の50%）とする特例が創設されます。なお、中小企業等における繰越欠損金の控除限度額（100%控除）に変更はありません。

適用時期

令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額について適用されます。

5 自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設

会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付制度」を活用し、買収会社の自社株式等を対価とするM&Aに係る対象会社株主に対する課税については、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益課税の繰延べを認める措置が創設されます。

適用時期

令和3年4月1日以後に譲渡した対象株式会社に係る譲渡損益課税について適用されます。

3 グリーン社会の実現

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制措置の創設

「2050年カーボンニュートラル」の目標達成に向け、産業競争力強化法を改正し、同法に定める中長期環境適応計画（仮称）に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や、②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置が創設されます。

- ※ 税額控除の上限は、DX投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、同法の中長期環境適応生産性向上設備（仮称）等の取得等をした場合に適用されます。

II 所得税関係

1 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととされていますが、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないように見直されます。

【退職所得課税の見直し（2分の1課税の適用関係）】

勤続年数	従業員		役員等
	退職所得控除後の残額		
	300万円以下の部分	300万円超の部分	—
5年以下	適用あり	(現行)適用あり (改正案)適用なし	適用なし
5年超		適用あり	適用あり

適用時期

令和4年分以後の所得税に適用されます。

2 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除については、控除期間13年間の特例の適用期限を1年間延長し、一定期間（新築は令和2年10月～令和3年9月末、それ以外は令和2年12月～令和3年11月末）に契約し、かつ、令和4年末までの入居者が適用対象とされます。また、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については、床面積40㎡以上（原則：合計所得金額3,000万円以下、床面積50㎡以上）の住宅も対象となるよう見直されます。

適用時期

令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

Ⅲ 資産税関係

1 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度については、後継者役員要件を見直し、次の場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前に特例認定承継会社の役員でないときでも、同制度の適用を受けることができるようになります。

- ① 被相続人が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合
- ② 後継者が中小企業における経営承継円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

適用時期

令和3年4月1日以後の相続について適用されます。

2 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長

直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、節税的な利用を防止する観点から、以下の見直しを行った上で、それぞれ適用期限が2年間延長されます。

① 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

贈与者死亡時の残高（現行：死亡前3年以内の贈与に係る残高）を、その死亡の日までの年数にかかわらず相続財産に加算（受贈者が、23歳未満、学校等に在学中、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除きます）するように見直されます。

また、受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するように見直されます。

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するように見直されます。また、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。ただし、①、②の改正は、令和3年4月1日以後の贈与について、②の受贈者の年齢要件は、令和4年4月1日以後の贈与について適用されます。

3 住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

① 住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額（1,500万円・1,000万円）と同額に据え置かれます。

【住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額】

	現行	改正案
消費税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅用家屋の新築等	800万円	1,000万円

（注）上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額です。一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、表の非課税限度額からそれぞれ500万円減の額となります。

② 住宅用家屋の床面積要件の下限の引き下げ

受贈者が贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、住宅用家屋の床面積要件の下限が40㎡以上（現行：所得要件2,000万円以下、床面積要件の下限50㎡以上）に引き下げられます。

適用時期

令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

Ⅳ その他

1 土地に係る固定資産税等の課税標準額の据え置き

令和3年度は3年に1度の固定資産評価替えの年に当たりますが、評価替えによる評価額の上昇に伴う税負担の激変を緩和する現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されます。その上で、令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満に限る）及び農地（負担水準が100%未満に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額とされます。

※ 負担水準とは、「前年度の課税標準額÷今年度の評価額×100」で算出された割合（%）をいいます。

適用時期

現行の負担調整措置は、令和5年度まで延長されます。

2 国税関係書類における押印義務の見直し

納税環境のデジタル化を推進する観点から、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印義務が廃止されます。

ただし、現行、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている国税関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付が求められます。

【国税関係書類における押印義務の見直し】

	国税関係書類	押印
原則	全般（確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書など）	不要
例外	担保提供関係書類（不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書など）	必要
	遺産分割協議書（相続税・贈与税の特例における添付書類など）	

（注）上記の見直しによって押印が不要となる国税関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされます。

適用時期

令和3年4月1日以後に提出する国税関係書類について適用されます。

*このパンフレットは、令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

税金よもやま話

第
116
回

東京地方税理士会 藤沢支部
小林 誠



所得拡大促進税制について

3月決算を迎え5月（申告期限の延長承認があれば6月）の法人税確定申告に向けて繁忙期が続いております。今回は、適用失念による税賠保険事故が消費税届出失念に次いで増加している所得拡大促進税制の取り扱いをご紹介します。

1. 制度概要

現行の所得拡大促進税制については本決算が最終事業年度になります。現行制度概要は下記の通りです。

【制度概要】

	大法人	中小企業等の特例
適用時期	令和3年3月31日までに開始する事業年度	令和3年3月31日までに開始する事業年度
適用要件	①雇用者給与等支給額が前期を上回ること ②継続雇用者給与支給額が前期比3.0%以上増加 ③国内設備投資額が減価償却費の95%以上	①雇用者給与等支給額が前期を上回ること ②継続雇用者給与等支給額が前期比1.5%以上増加
税額控除	雇用者給与等支給額の前期比増加額の15%	
税額控除 上乗せ要件	教育訓練費が過去2年度の平均額よりも20%以上増加	①継続雇用者給与等支給額が前期比1.5%以上増加 ②下記のいずれかの要件を満たす場合 ●教育訓練費が前年度より10%以上増加 ●当期末までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと
控除上乘率	5%上乗せ(15% → 20%)	10%上乗せ(15% → 25%)
控除上限	法人税額の20%	

2. 制度詳細で重要と思われるもの

2-1. 適用時期

設立事業年度（設立の日を含む事業年度をいいます。）、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度においては、適用できません。

2-2. 雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます。

したがって、雇用調整助成金の給付がある場合には雇用者給与等支給額から控除する必要があります。

2-3. 継続雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額をいいます。継続雇用者とは、次の要件のすべてを満たす国内雇用者をいいます。

- ①前期・当期の各月（全ての月）に給与等の支給を受けていること
- ②雇用保険法の一般保険者に該当すること
- ③高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度対象者に該当しないこと

2-4. 国内設備投資額が減価償却費の95%以上（大法人）

●国内設備投資額とは、法人が適用年度において取得等（*1）をした国内資産（*2）でその適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいいます。

（*1）取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資、現物分配による取得又は代物弁済としての取得を除きます。

（*2）国内にある法人の事業の用に供する資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物をいいます。ただし、時の経過によりその価値の減少しないもの並びに棚卸資産、有価証券及び繰延資産に該当するものを除きます。

●当期償却費総額とは、法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は適用年度の決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、過年度分の減価償却超過額の当期認容額を除きます。）の合計額をいいます。

3. 最後に

所得拡大促進税制については、税額控除額が年々縮小しております。しかし、継続雇用者給与等支給額の判定等は関与先の経理担当だけでなく、給与担当に資料依頼が想定され、ある程度時間的な余裕が必要となります。

決算のスケジュールリングについては双方無理のない予定を組んで頂ければと考えます。



まん延防止等重点措置の概要について

まん延防止等重点措置は、令和3年2月3日に新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律で創設されました。この措置の目的は、「現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型コロナウイルス感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。」こと、としています。

「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」の違いは、次表の通りです。

	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置
発令・適用の目安	ステージ4（感染爆発）相当	ステージ3（感染爆発）相当
対象地域	都道府県単位	知事が指定する市区町村や一部地域
飲食店対策	時短と休業要請・命令	時短の要請・命令 休業要請はできない
命令違反への罰則	30万円以下の過料	20万円以下の過料

一都3県の緊急事態宣言が3月21日で解除されたのち、東京都だけが4月12日から5月11日まで「まん延防止等重点措置」を適用しています。新型コロナウイルスおよび変異株の拡大で、いずれ神奈川県も「まん延防止等重点措置」を適用することになると思います。以下で、「まん延防止等重点措置」を踏まえた支援策の概要を説明します。

まん延防止等重点措置を踏まえた支援策

1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援（地方創生臨時交付金の協力要請推進枠）

- まん延防止等重点措置地域（又は緊急事態措置を実施すべき地域）

以下の区分に応じて算定した日額×時短要請に応じた日数分

* **中小企業**：売上高に応じて1日4～10万円（20時までの時短要請の場合）

1. 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以下の店舗：4万円
2. 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円から25万円の店舗：
（1日当たりの売上高）×0.4の額
3. 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の店舗：10万円

※5月6日以降は、1日3～10万円

※4月21日までにまん延防止等重点措置として時短要請を行った場合、当該まん延防止等重点措置期間は1日4～10万円

* **大企業**：1日当たりの売上高の減少額×0.4 上限20万円

※中小企業も上記方式を選択可能

- **それ以外の地域** … 1日4万円（21時までの時短要請の場合）

※5月6日以降は、売上高に応じて1日2.5～7.5万円

（大企業や大企業方式を適用する中小企業は1日 上限20万円）

2. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

- まん延防止等重点措置（飲食店の時短営業）の影響を受ける者への支援

* **対象地域における時短営業を行う飲食店と取引**

2019年比又は2020年比で対象月の売上が50%以上減少の場合、
法人20万円/月、個人10万円/月 を上限に支援

3. 雇用の維持 … 雇用調整助成金

大企業：①重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて
時短営業等に協力の飲食店等【地域特例】

②最近3か月の売上等が月平均で前（々）年同期と比べ30%以上減少
【業況特例（地域・業種問わず）】

中小企業：4月まで → 地域・業種問わず

5月以降 → 上記の①地域特例、②業況特例に該当

休業手当等負担額を日額上限15,000円、助成率最大10/10助成

①地域特例については、まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用（予定）

4. 申請先 … 該当の都道府県

※神奈川県では「まん延防止等重点措置」は適用されていません。

第9回 本部通常総会のお知らせ

日時：6月15日(火) 午後3時00分受付、午後3時30分開会
 場所：湘南クリスタルホテル
 次第：〈総会〉午後3時30分～午後4時50分
 〈臨時理事会〉午後5時00分～午後5時15分
 〈懇談会〉同5時20分～同6時50分(予定)
 会費：3,000円(懇談会会費) ※総会の出席は無料

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、懇談会が取りやめになる場合もございますので、後日お送りする第9回本部通常総会の開催通知で内容をご確認ください。
 また、第9回本部通常総会の出欠席通知書のご返信を必ずお願い致します。

法人会の事業

3/3水

社会貢献活動



寒川町役場で開かれた贈呈式で、川上会長から大澤教育長に消毒液を町内小中学校8校に寄付しました。

3/26金

青年部会送別会



青年部会では湘南クリスタルホテルにて、令和元年度と令和2年度を以って青年部会を規定により卒業される部会員の方々の送別会を開催しました。

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 副院長 北川 泉



「高血圧の話」

《はじめに》

高血圧は、血圧の値のうち上の血圧が140mmHg以上の場合、または下の血圧が90mmHg以上の場合、あるいはこれらの両方を満たす場合に診断されます。そのままにしておくと動脈硬化が進行して脳卒中や心臓病、腎臓病など重大な病気になる危険性が高まります。

高血圧は、サイレントキラー(静かなる殺人者)といわれるように、ほとんどの人で自覚症状がないにもかかわらず、脳や心臓の血管が動脈硬化を起こし、腎臓のはたらきが悪くなることもある



決して侮れない病気であることは以外と知られていません。

高血圧はわが国で患者数が多い

病気であり、現在4300万人の患者さんがいると推計されています。その中で適切に血圧がコントロールされているのは、3割をきっています。残りの方々は、治療をしても目標の血圧に達していないだけでなく、自分が高血圧であるか知らない人、知っていながらも治療がなされていない人もかなり含まれますので、注意が必要です。

《血圧測定方法について》

血圧の測定方法には、(1)病院・クリニックなどで測る診察室血圧、(2)自宅で自分で測る家庭血圧、(3)特殊な機器をつけて1日掛けて血圧を測る24時間血圧の3つがあります。わが国では一般に診察室血圧と家庭血圧が用いられます。

高血圧の治療目的は、将来起きる可能性のある脳心血管病(脳卒中や心筋梗塞など)や腎機能の悪化を予防するために行います。一般的な治療目標として、75歳未満は診察室血圧で130/80mmHg未満を、75歳以上でも140/90mmHg未満を目指します。

診察室血圧が140/90mmHgを超えたら、家庭血圧が135/85mmHgを超えたら、高血圧と診断します



高血圧の判定は、実は診察室血圧よりも家庭血圧を優先しています。したがって、家庭血圧はとても大切な情報になります。家庭血圧の結果を血圧手帳に記録して、健康診断の機会や、かかりつけ医受診の際に医師に見せるようにしましょう。

地域の会員企業紹介

うなぎ

- 業種** 飲食店
- 事業内容**
- ・うなぎ専門店
 - ・1980年創業、秘伝のタレ40年物
 - ・幻のブランド鰻『共水うなぎ』使用店
 - ・備長炭でじっくり焼き上げます。
 - ・出前、テイクアウト対応
- 代表者** 下遠野 一
- 住所** 茅ヶ崎市松が丘 1-10-17
- 電話** 0467 (85) 1193
- FAX** 0467 (82) 9746
- URL** <https://www.chigasaki-unaichi.com/>
- メール** HP内「お問い合わせ」項より
- F B** <https://www.facebook.com/chigasakiunaichi/>



大協襖・畳店

- 業種** 畳・襖店
- 事業内容** 熊本県八代市の提携農家から仕入れる国産の上質な草で品質にこだわった畳をご提供しております。朝、お預かりして夕方お届けします。襖は、細かな確認をして、仕上がりは2~3日後となります。
- 代表者** 小淵 晃
- 住所** 茅ヶ崎市赤羽根 2457-1
- 電話** 0467 (54) 9711
- FAX** 0467 (54) 9716
- URL** [https:// daikyo-t.net](https://daikyo-t.net)
- メール** daikyo-nikoniko@feel.ocn.ne.jp
- F B** <https://www.facebook.com/daikyotatami>



宮下工業 株式会社

- 業種** 管工事業
- 事業内容**
- エアコン新設、修理
 - 空気調和設備工事
 - 給排水設備工事
 - LED、太陽光発電工事
 - クリーンルーム設備工事
- 代表者** 宮下 稔
- 住所** 藤沢市辻堂西海岸 1-8-1
- 電話** 0466 (34) 2461
- FAX** 0466 (34) 9362
- URL** <http://www.miyashita-eng.co.jp/>
- メール** m.miyashita@miyashita-eng.co.jp



令和3年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

口座振替契約の皆さまへ
令和3年度上期（令和3年4月1日～令和3年9月30日）の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。
また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌のご案内とさせていただきます。
尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。
※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日：令和3年5月17日（月）

口座振替契約をされていない皆さまへ
6月上旬に振込用紙を郵送いたします。 法人会費の納入は口座振替が便利です！ご協力ください。

お問い合わせは（公社）藤沢法人会
事務局・0466-22-6444

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員（同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人）	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円



おじゃましました♪

会員訪問

vol.037 出張撮影、動画配信を手掛ける「湘南撮影オフィス」さん

▶撮影ジャンルは、人物、商品、料理、住宅など多岐に渡ります。



▲「富士通 FMV フォトコンテスト」(2016年)で応募総数2688点から最優秀賞を受賞。タイトルは「沸騰する海」。「朝霧の立つ海岸線での感動的な光景を見事に捉えた美しい作品。狙い、表現力ともに優れている」と選者コメント。

多ジャンルの撮影に対応。コロナ支援活動も実施！

「撮影の業界で約30年携わってきた経験を活かし、料理、人物、商品、店舗、建築物などさまざまな分野に対応しています」。そう話すのは、フォトグラファーとして活躍する「湘南撮影オフィス」代表の花村一昇さん。メインの出張撮影のほか、動画撮影や生配信の受注も受け付けています。

住まいは藤沢市辻堂。海や自然に囲まれた湘南の地を生かした風景写真も得意。「海は一つとして同じ風景はありません。海辺の散策を兼ねて撮影することも多いですね」。大自然が生み出すシーンを捉えたダイナミックで繊細な写真が好評です。2016年に開催された「富士通 FMV フォトコンテスト」では最優

秀賞受賞の経歴もお持ちです。

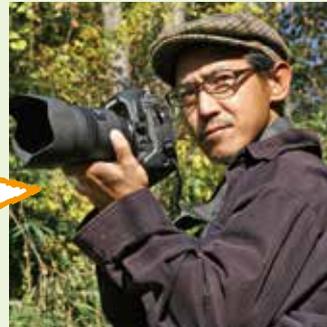
コロナ禍のいま、花村さんはボランティアでコロナ支援活動も実施。「おもに飲食店ですが、1時間以内でしたら無料で出張撮影いたします」。

また、『初心者向け・オンライン写真撮影講座』や『出張配信サービス』も実施。オンライン講座は、会社や店舗のホームページやチラシなどに掲載する写真を自身で撮影できるようにZOOMを使って指導して頂けるとのこと。YouTubeなどで生配信をしたい方には、配信の方法や手順など伝授して頂けるそうです。「ご希望の方には、機材もレンタルしますので、お気軽にお問い合わせください」

▶「コロナ支援活動の写真。商品、外観、メニューなど1時間以内なら無料で撮影いたします」



通常の撮影+αのご提案をすることを心がけています！



◀通常業務のほか、コロナ支援の一貫として企業や店舗を応援する花村さん。

▶ウクレレの腕もプロ級。異業種交流会の同好会「渚のウクレレ倶楽部」の先生役も。「渚で演奏するのは気持ちがいいですよ」



湘南撮影オフィス

神奈川県藤沢市辻堂東海岸2-10-12

<https://www.facebook.com/hanamuraoffice/>

★お問い合わせ・お申し込みはこちらまで

お電話：090-9341-1774

メール：n.hanamura@nifty.com

湘南経理代行株式会社

経理代行

経理をアウトソーシングして、コストカット&本業に集中

経理に関してこんなお悩みありませんか？



- ✓ 経理担当の**社員が退職**して、誰にお願いすればよいか困っている
- ✓ 経理事務・経理部門のコスト削減を行い、**合理化**を図りたい
- ✓ 今は社員に経理を任せているが、本当は**社員以外**に経理をお願いしたい
- ✓ 経理や会計、帳簿の付け方が全く分からないので、**プロに任せたい**

経理代行の
メリット

↑
生産性向上
クラウド化
システム活用
マニュアル化

↓
コスト削減
人件費削減
採用費削減
教育費削減

🌀
本業へ集中
営業へ集中
実務へ集中
事務作業の削減

🔍
属人化防止
業務の見える化
マニュアル化
退職リスク回避

⚙️
不正防止
不正防止
悪用防止
情報漏洩防止

充実の
サービス
内容

📝 記帳

📊 給与計算

🏦 銀行振込

📄 請求書発行

書籍をご希望の方はご連絡下さい。プレゼントいたします。 担当：薄井

TEL 0466-21-8601

FAX 0466-25-6968

『社長さん！ 経理はプロに任せなさい！』

主な内容

- ▶ 会社が倒産するたったひとつの理由
- ▶ その経理でほんとうに大丈夫ですか？
- ▶ 経理を「見える化」してスリムにする
- ▶ 経理を「標準化」して生産性を上げる
- ▶ 経理を「アウトソーシング」して会社を成長させる

湘南経理代行株式会社

〒251-0025 神奈川県藤沢市鵜沼石上1-1-15 藤沢リラビル

TEL：0466-21-8601 FAX：0466-25-6968

<http://経理代行.jp/shonan/>

